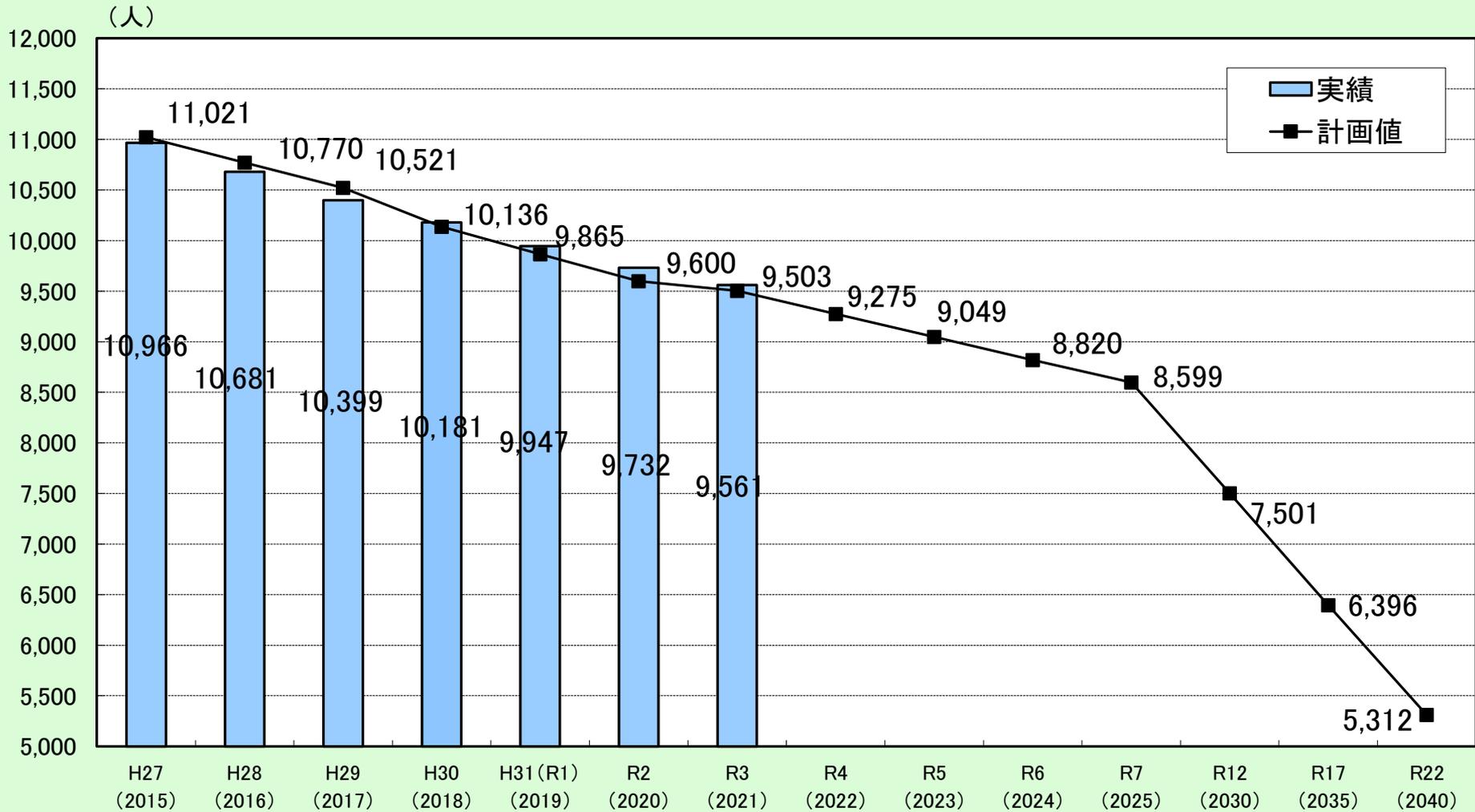


介護保険事業の 実施状況について

(令和3年8月 介護保険事業運営委員会 資料)

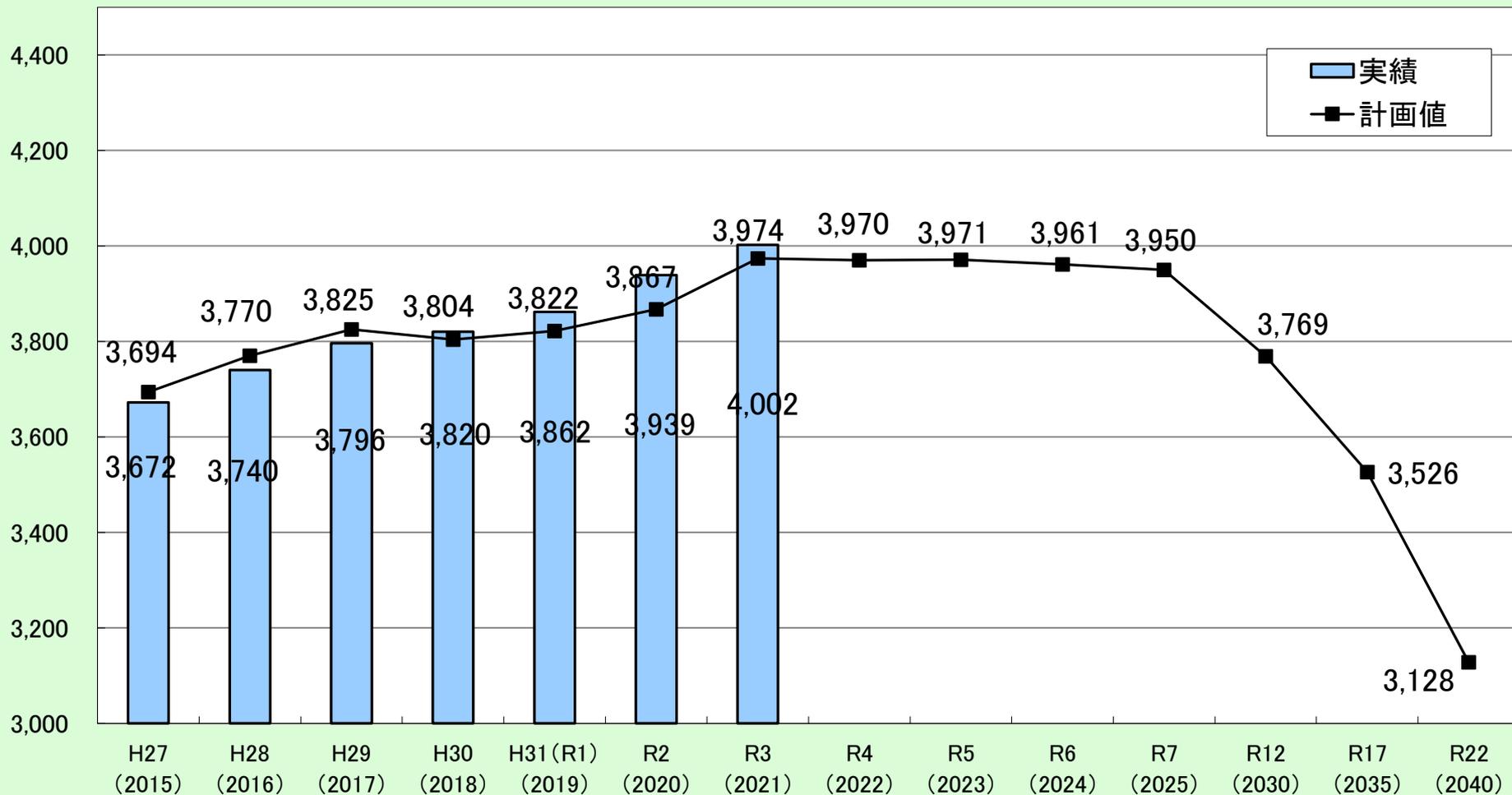
人口の推移



※ 実績は各年度とも10月1日時点
※ 令和3年は8月1日時点

第1号被保険者数の推移

(人)

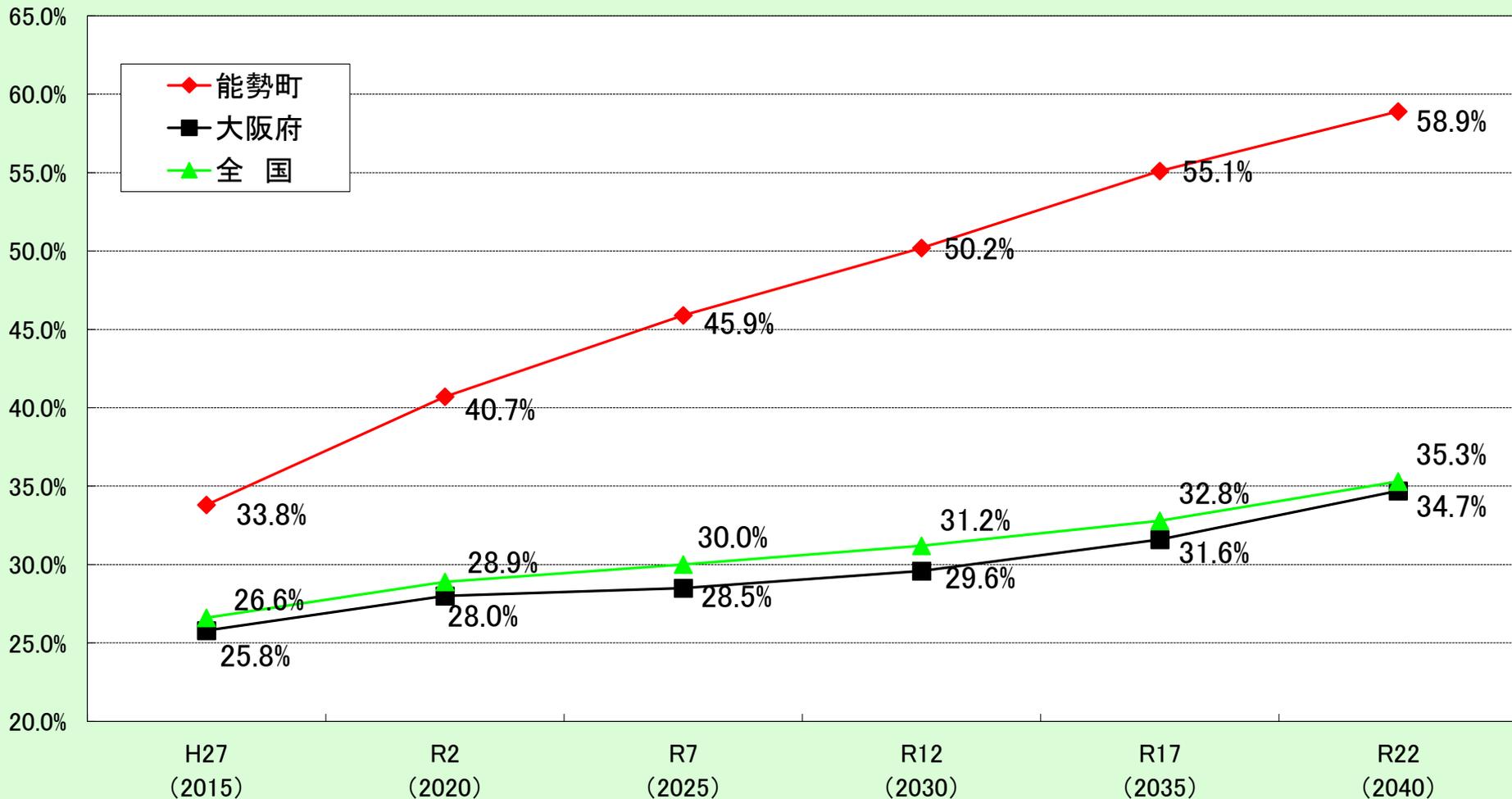


※ 実績は各年度とも10月1日時点

※ 令和3年は8月1日時点

※ 以降は65歳以上人口を第1号被保険者数とみなして推計

高齢化率の推移



※ 高齢化率 = 第1号被保険者数 / 人口

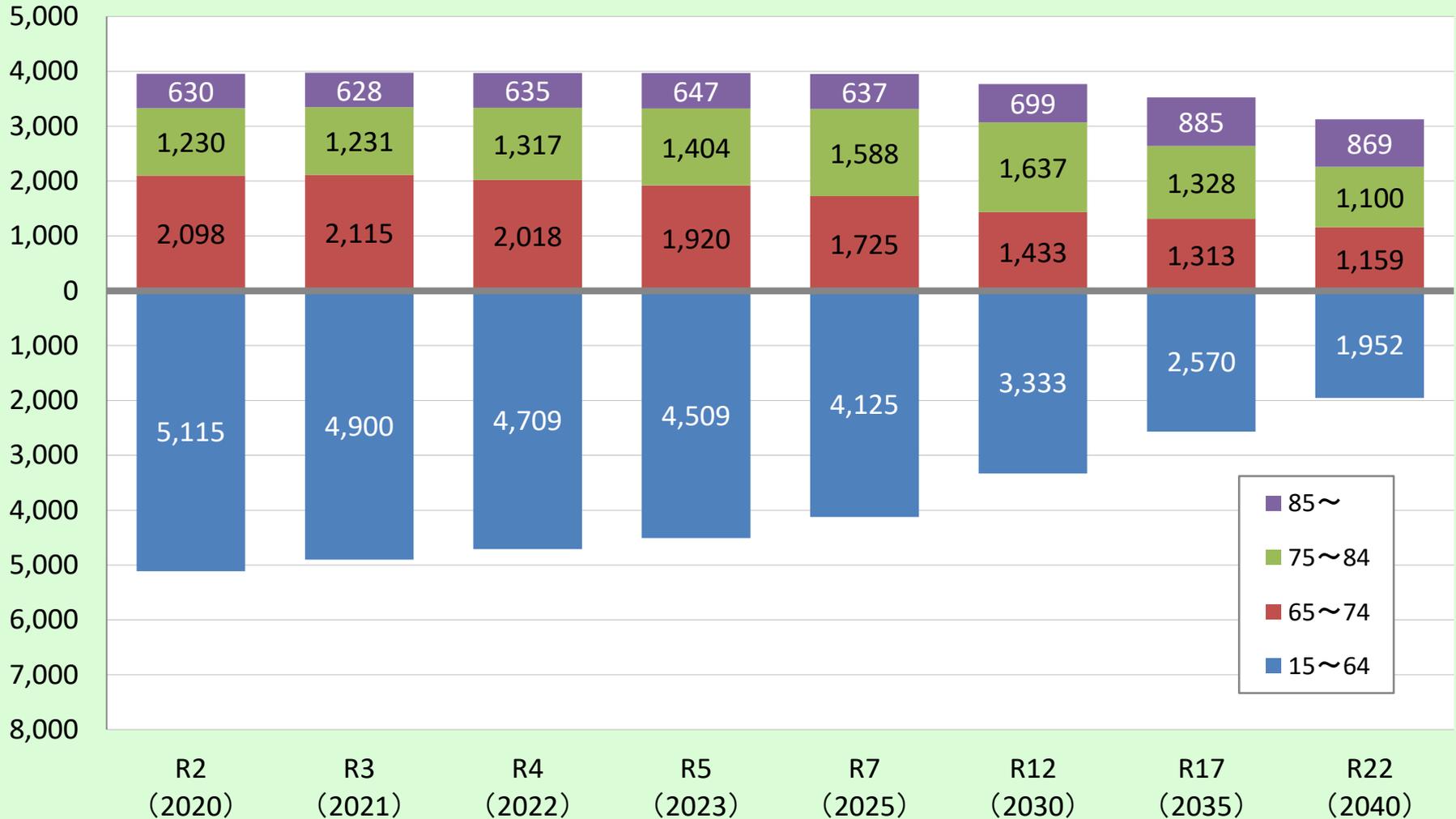
※ 出典: 総務省統計局「平成27年国勢調査」(平成27年まで)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」(令和2年以降)

※ 各年度とも10月1日時点の数値

※ 能勢町の平成27年は住民基本台帳から集計。令和2年以降は、本町推計による見込

生産年齢人口と高齢者数

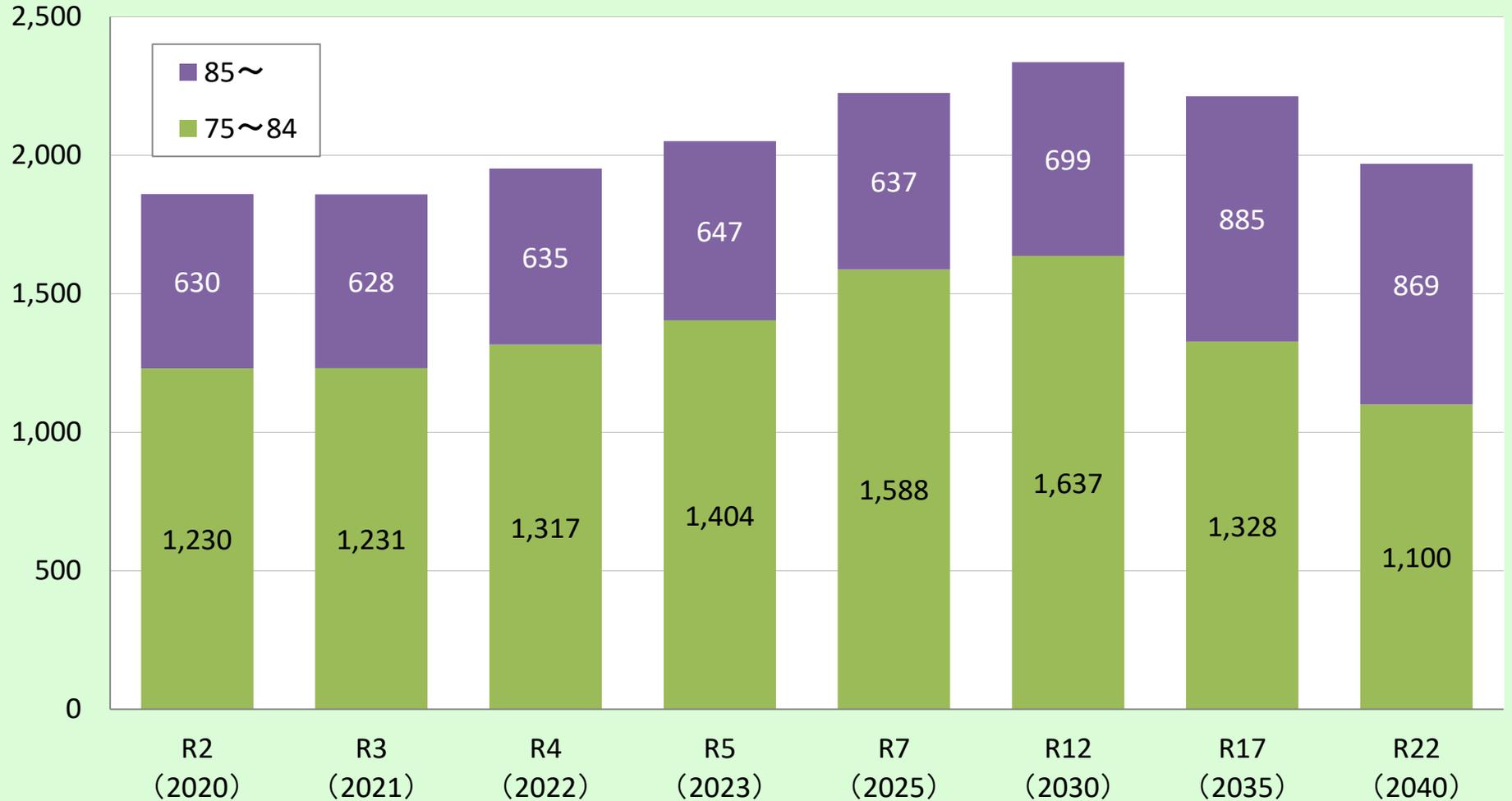
(人)



※ 各年度10月1日の住民基本台帳情報より作成
 ※ 令和3年以降は、介護保険第8事業計画策定時の人口推計値

後期高齢者数の推計

(人)



※ 各年度10月1日の住民基本台帳情報より作成
※ 令和3年以降は、介護保険第8期事業計画策定時の人口推計値

一人暮らし高齢者数の見込

令和元年(2019年)6月の国民生活基礎調査(厚生労働省)では、全国の65歳以上人口のうち、一人暮らし高齢者数(単身世帯)は736万9千人で、65歳以上のおよそ5人に1人が一人暮らしとなっている。

	65歳以上人口	うち、一人暮らし 高齢者数	割合
全 国	37,631千人	7,369千人	19.6%

【能勢町の一人暮らし高齢者数の推計】

	65歳以上人口	うち、一人暮らし 高齢者数(推計)
令和3年 (2021年)	4,005人	785人
令和7年 (2025年)	3,950人	774人

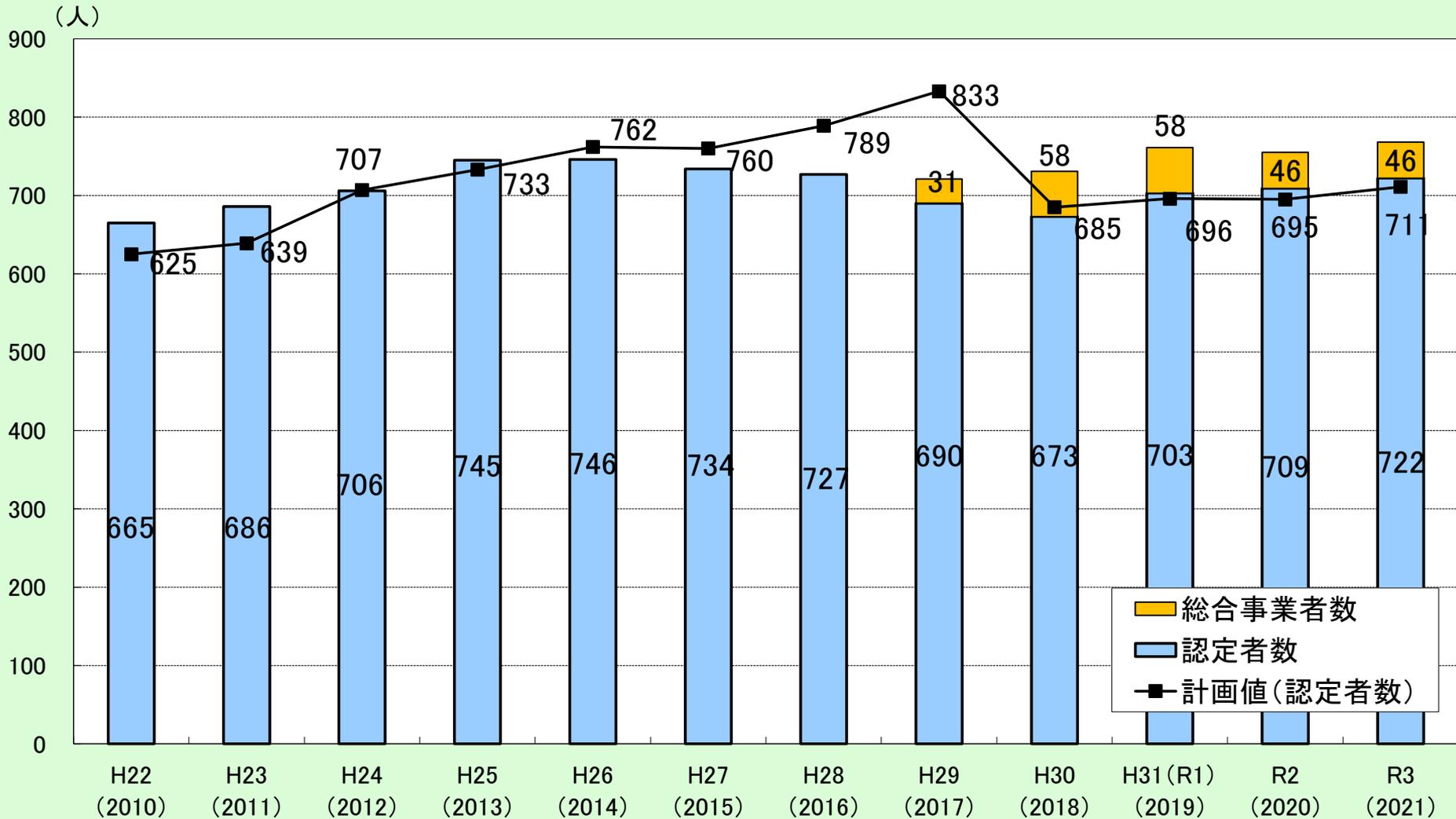
(参考)

(高齢単身世帯 : 約736万世帯)
(高齢夫婦世帯 : 約693万世帯)

※ 令和元年国民生活基礎調査より

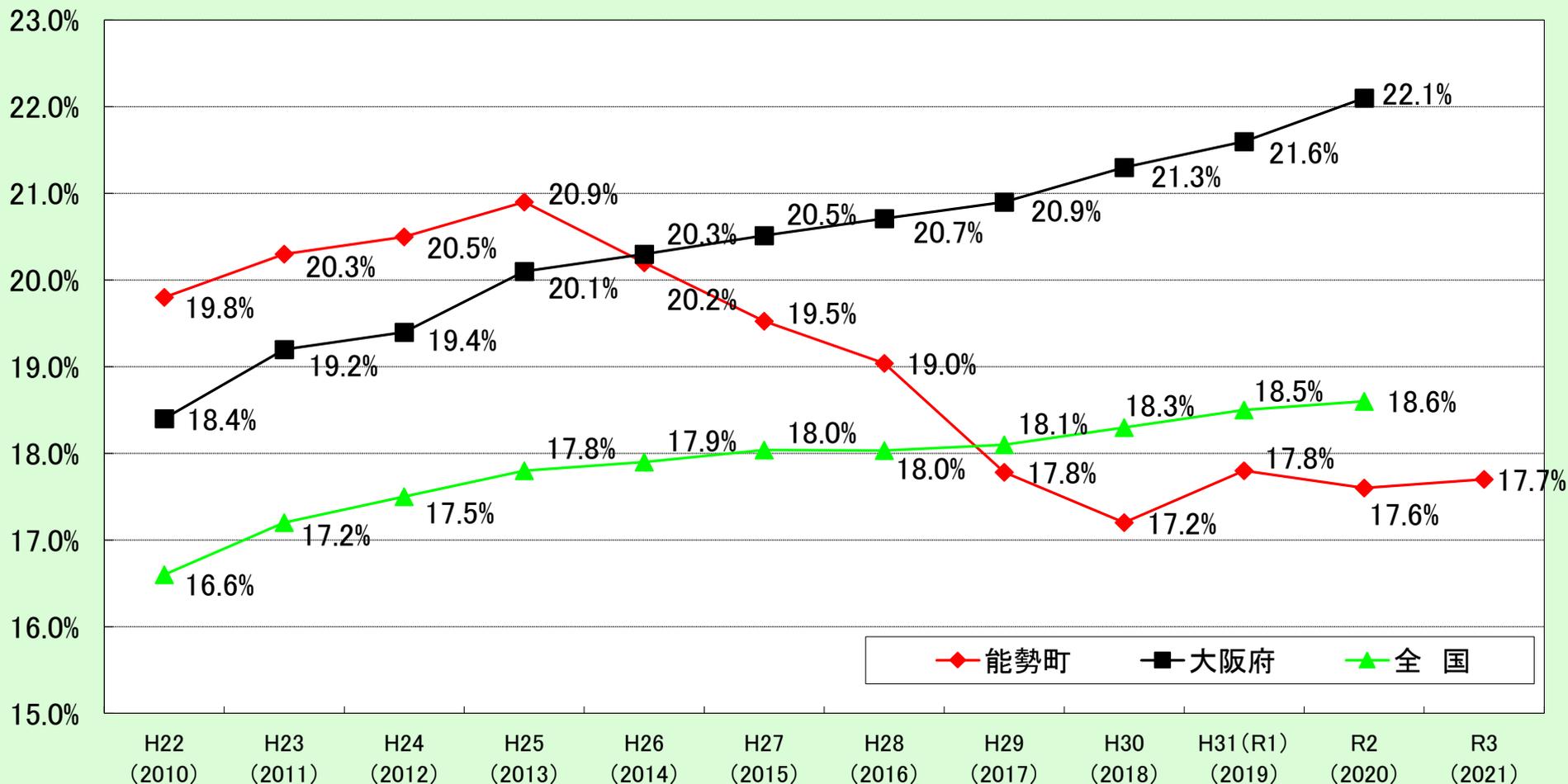
※ 令和3年(2021年)は8月1日時点の住民基本台帳人口
※ 令和7年(2025年)は本町推計

認定者数の推移



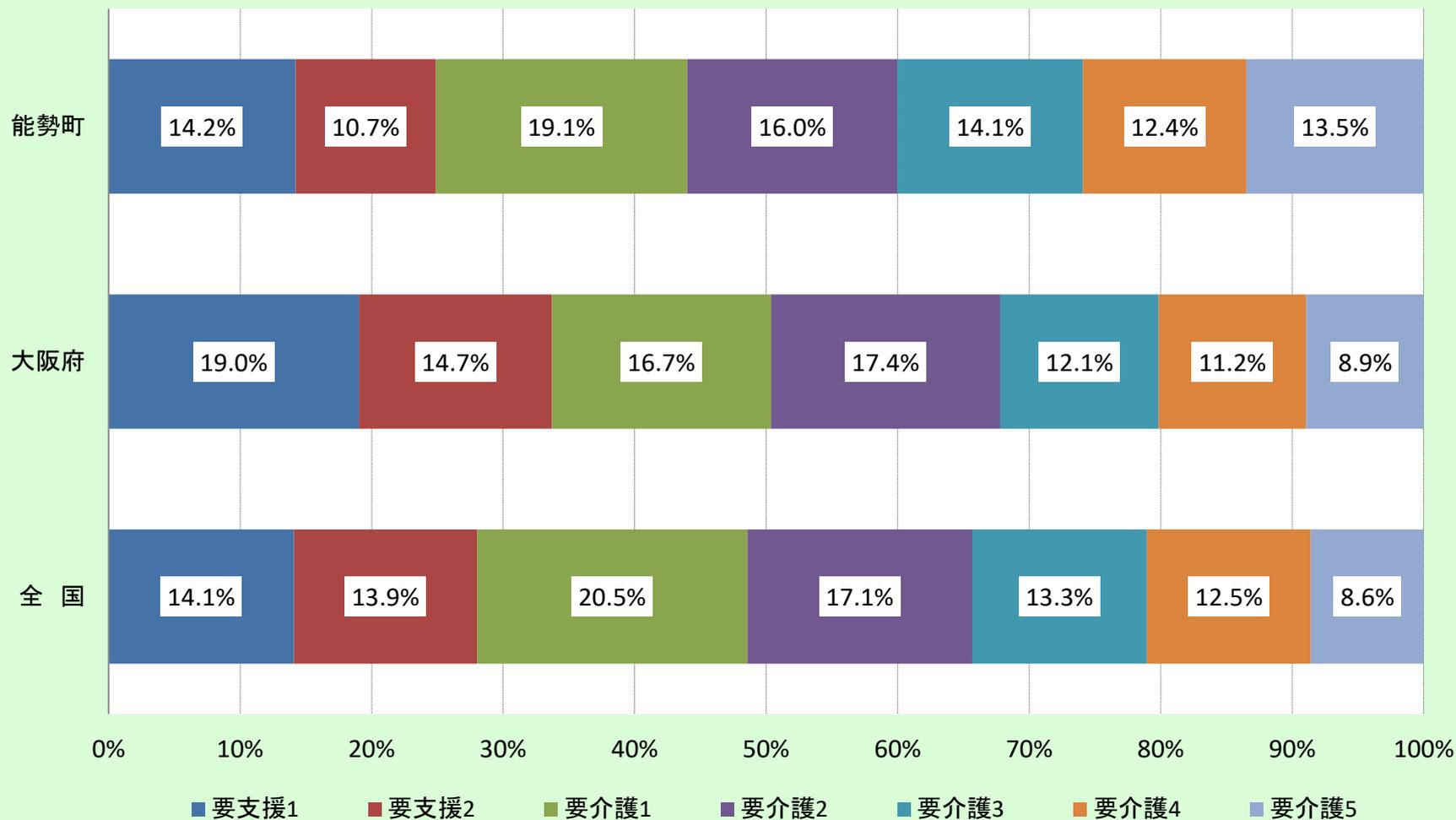
※ 認定者数は第1号・第2号認定者の計
 ※ 実績は各年度とも10月1日時点
 ※ 令和3年は8月1日時点

認定出現率の推移



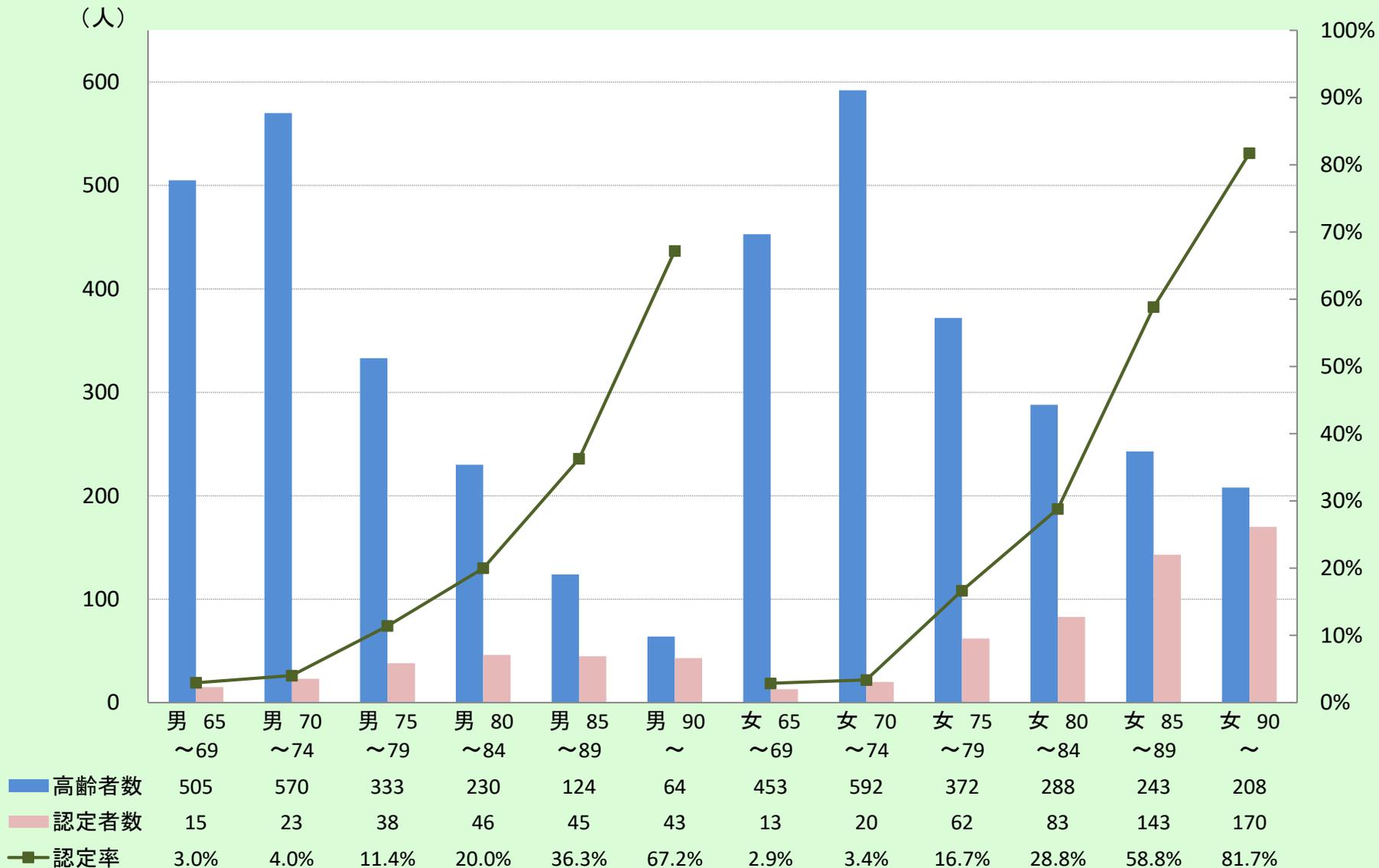
※ 認定出現率 = 第1号認定者数 / 第1号被保険者数
 ※ 厚生労働省介護保険事業状況報告を参考に作成
 ※ 各年度とも10月1日時点
 ※ 能勢町の令和3年は8月1日時点

介護保険 要介護度別分布（全体）



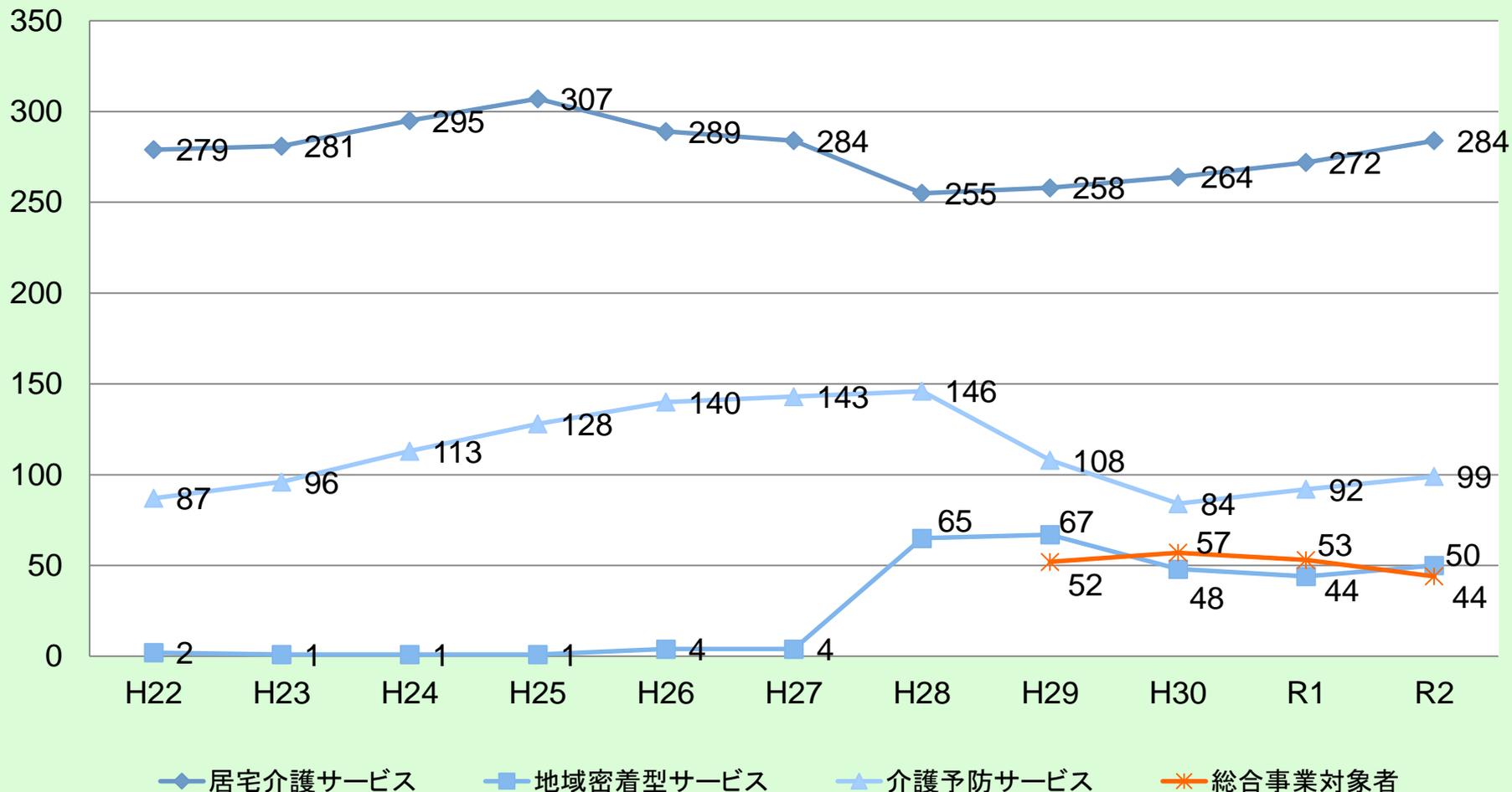
※ 令和3年3月末時点。介護保険事業状況報告（暫定版）より作成
 ※ 第2号被保険者を含む

人口・高齢者数・要介護(要支援)認定率 (男女別)(令和3年3月末)



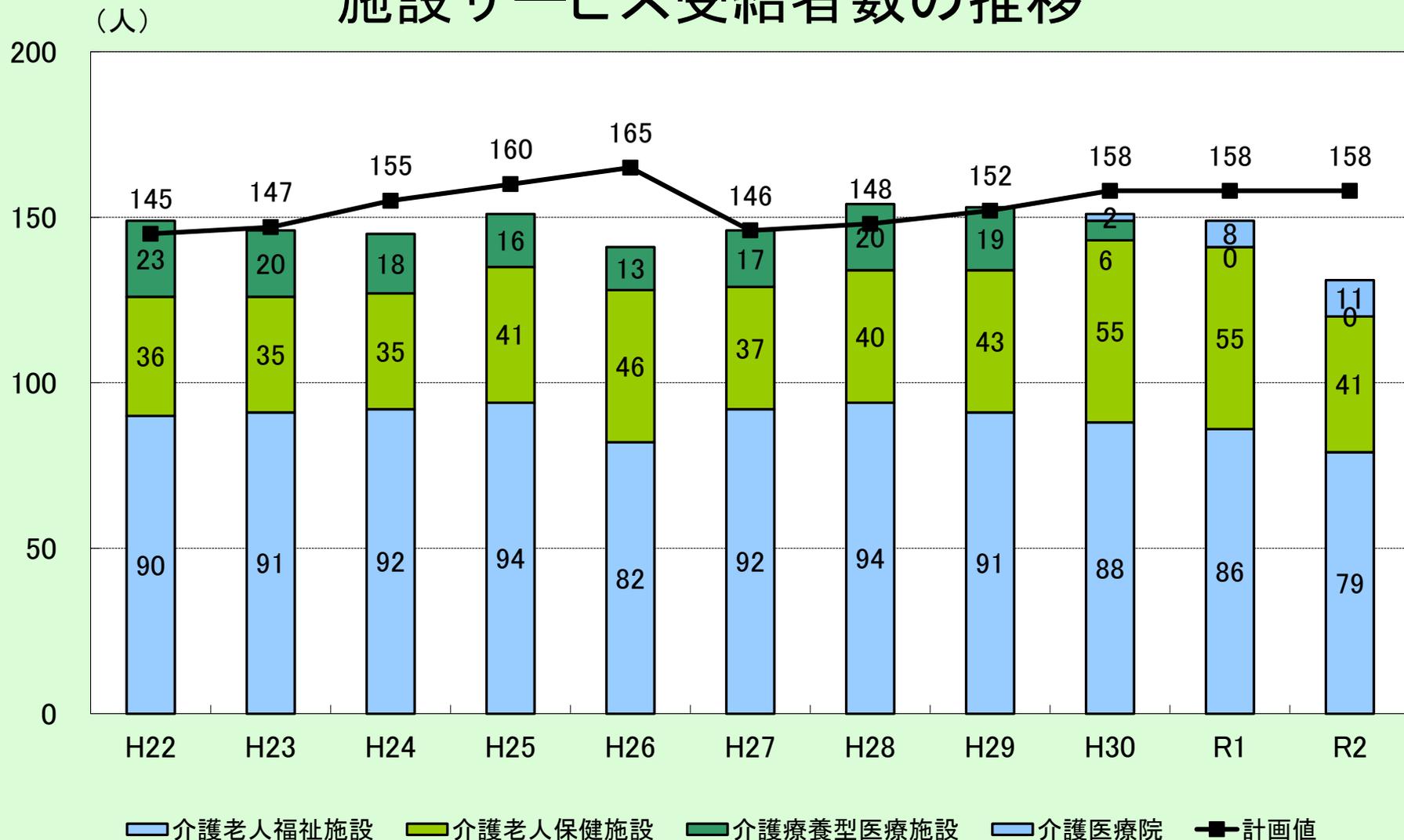
居宅サービス受給者数の推移

(人)



※ 介護保険事業状況報告年報確定値を基に作成
 ※ 実績は各年度とも年間実績を12ヵ月で除した数値
 ※ 総合事業対象者は年度末の対象者数を受給者数としている
 ※ 令和2年は、月報を基に作成した見込

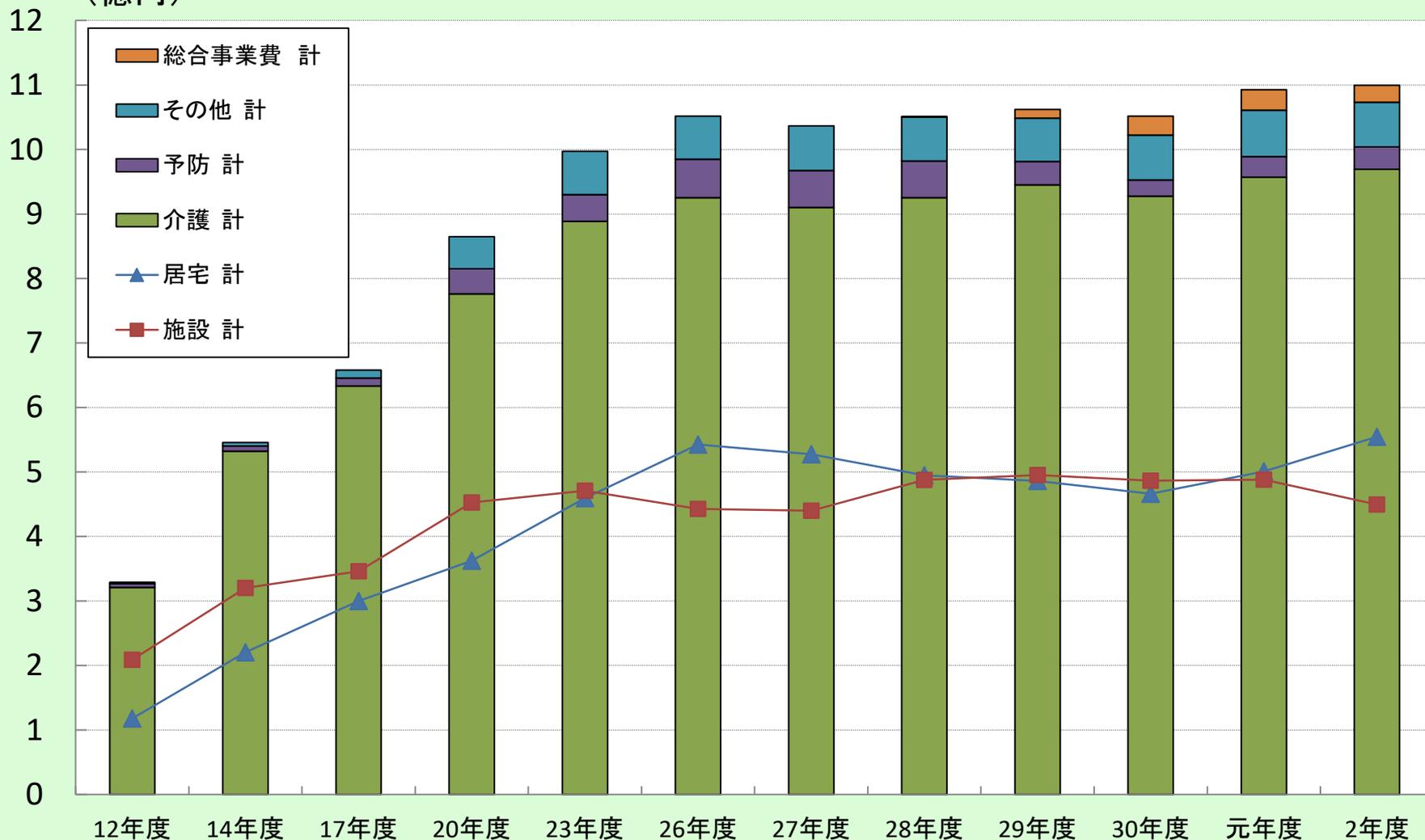
施設サービス受給者数の推移



※ 介護保険事業状況報告年報確定値を基に作成
 ※ 実績は各年度とも年間実績を12ヵ月で除した数値
 ※ 令和2年は、月報を基に作成した見込

介護給付費 + 総合事業費の推移(年度)

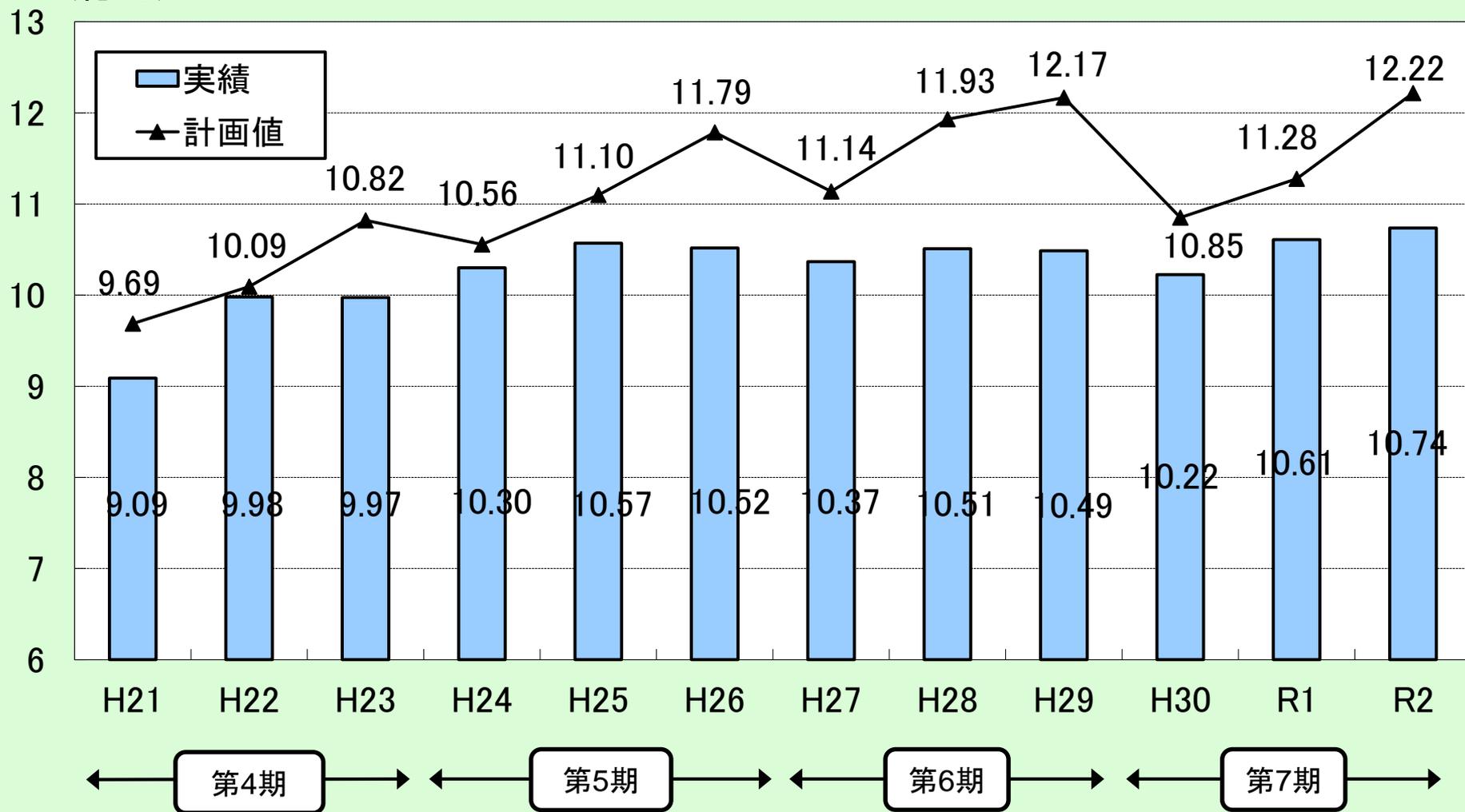
(億円)



※ 折線グラフの「居宅計」は居宅介護+介護予防+地域密着の計
 ※ 令和2年度は見込

介護給付費 計画との比較(全体)

(億円)



※ 令和2年度は見込

介護給付費準備基金の状況

単位：円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	準備基金 残高
準備基金 積立額	17,889,903	15,213,940	6,528,334	12,451,000	136,239,825
準備基金 取崩額	—	—	—	—	

※ 準備基金残高は令和3年5月末時点

※ 平成30年度は保険者機能強化推進交付金(2,351,000円)を含む

※ 令和元年度は保険者機能強化推進交付金(2,092,000円)を含む

※ 令和2年度は保険者機能強化推進交付金(557,000円)、
保険者努力支援交付金(3,028,000円)を含む

介護保険料 収納状況

単位：円

		特別徴収	普通徴収	合 計
平成 29年度	調 定	240,142,653	26,569,351	266,712,004
	収 納	240,272,106	23,886,541	264,158,647
	収納率	100.1%	89.9%	99.0%
平成 30年度	調 定	245,352,361	25,365,441	270,717,802
	収 納	245,374,339	22,775,080	268,149,419
	収納率	100.0%	89.8%	99.1%
令和 元年度	調 定	244,869,053	23,358,089	268,227,142
	収 納	244,962,889	20,936,045	265,898,944
	収納率	100.0%	89.6%	99.1%
令和 2年度 (見込)	調 定	242,336,681	23,127,267	265,463,948
	収 納	242,424,664	20,792,323	263,216,987
	収納率	100.0%	89.9%	99.2%

※ 調定・収納ともに現年度分のみ

※ 決算では還付未済額を歳入として処理するため、収納率が100%を超える場合がある

所得段階別 介護保険料

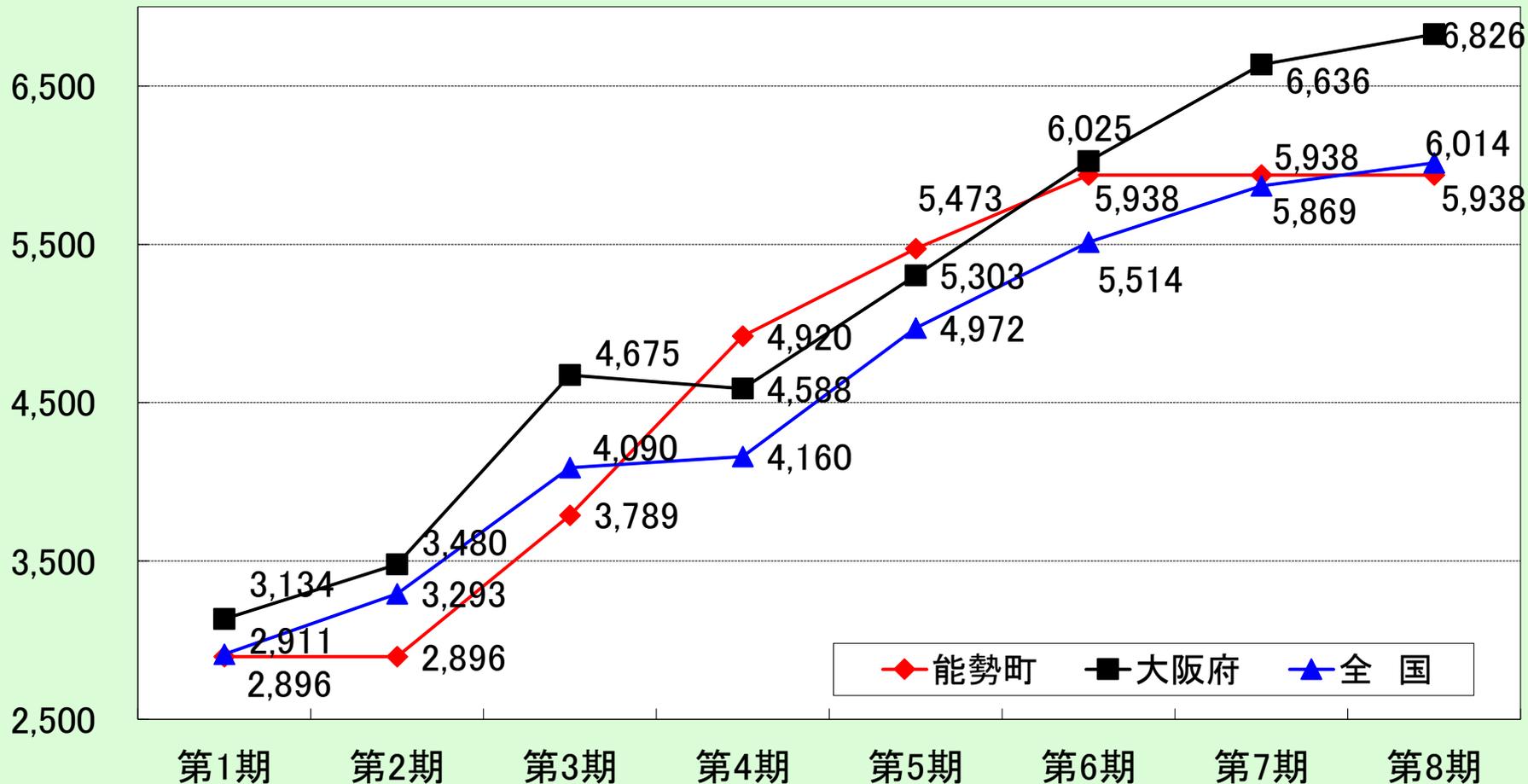
令和3年7月現在

所得段階		保険料率	保険料額 年額 (月額)(単位:円)	人数 (単位:人)	割合
第1段階	老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税生活保護受給者 本人及び世帯全員が住民税非課税で 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.3	21,377 (1,781)	652	16.7%
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.45	32,065 (2,672)	305	7.8%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で 合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額 × 0.7	49,878 (4,157)	271	6.9%
第4段階	本人が住民税非課税で 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.9	64,129 (5,344)	441	11.3%
第5段階	本人が住民税非課税 (世帯内に住民税課税者がいる場合)	基準額	71,254 (5,938)	553	14.1%
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120万円未満の人	基準額 × 1.2	85,505 (7,125)	672	17.2%
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.3	92,630 (7,719)	639	16.3%
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	106,881 (8,907)	220	5.6%
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 320万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.7	121,132 (10,094)	64	1.6%
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 400万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.9	135,383 (11,282)	61	1.6%
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 600万円以上800万円未満の人	基準額 × 2.1	149,634 (12,470)	14	0.4%
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の人	基準額 × 2.3	163,884 (13,657)	7	0.2%
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 1,000万円以上の人	基準額 × 2.5	178,135 (14,845)	12	0.3%
計				3,911	100%

※ 人数は本算定時の数値となるため被保険者数と一致しない

介護保険料基準額(月額)の推移

(円)



大阪府内保険者の保険料基準額順位(高額順)

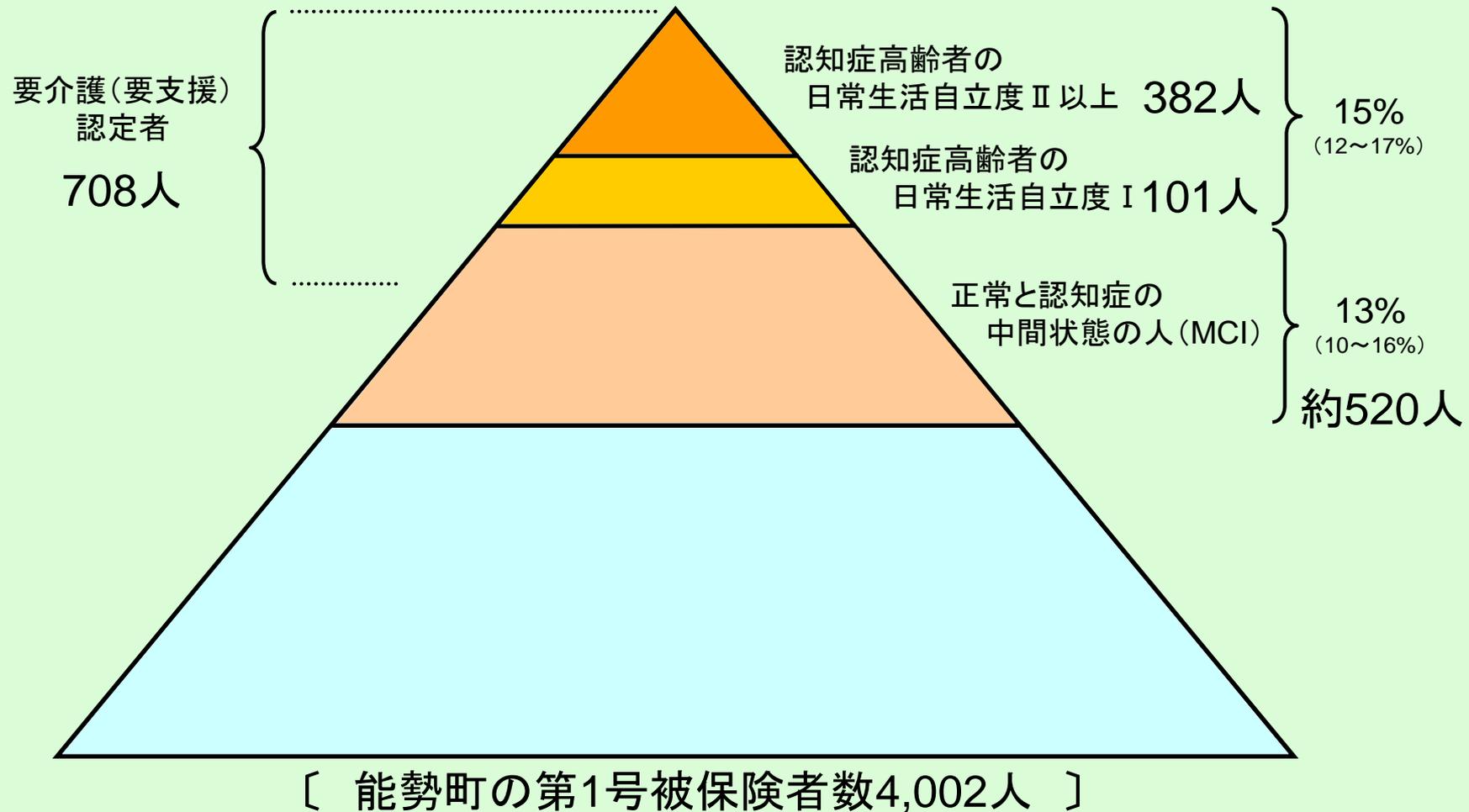
第5期 : 3/41 第6期 : 13/41 第7期 : 26/41 第8期 : 32/41

認知症高齢者の日常生活自立度 判断基準

ランク	判断基準	症状・行動の例	人数
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		158
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等	52
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等	138
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。		
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行動等	104
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ	32
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ	58
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	8

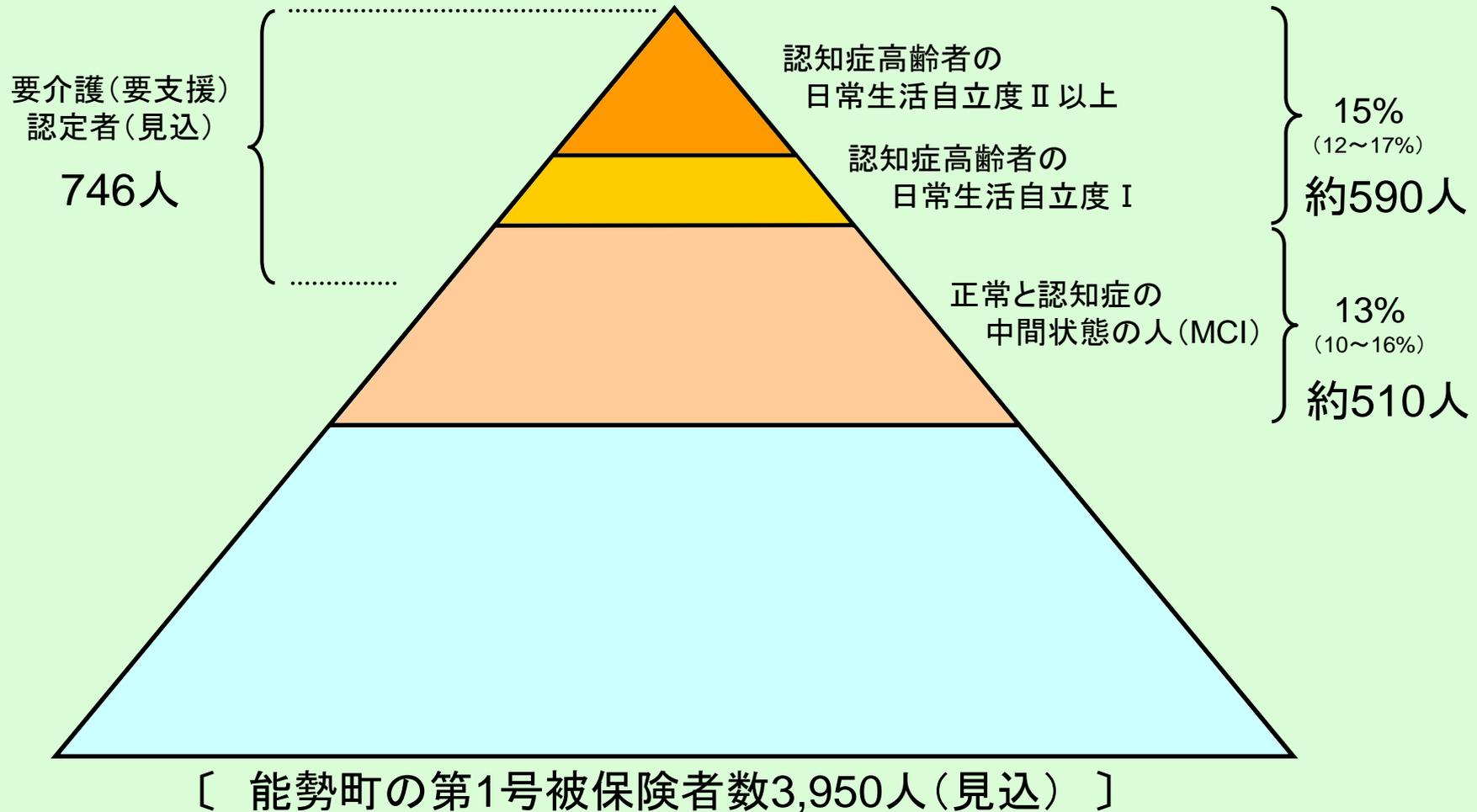
※ 人数は令和2年9月末時点の数値。認定調査票の記載内容によるもの

認知症高齢者数の推計(令和3年8月)



- ※ 平成25年6月6日 社会保障審議会介護保険部会資料「認知症有病率等調査(厚生労働科学研究(筑波大学))」を参考に作成
- ※ 第1号被保険者数、認定者数は令和3年8月1日時点の実績
- ※ 認知症高齢者の日常生活自立度人数は認定調査票の記載内容を集計した実績
- ※ 正常でもない、認知症でもない(MCI)の人数は、筑波大学有病率調査を基にした推計値

認知症高齢者数の推計(2025(令和7)年)



地域密着型サービス事業所

定義	可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービス 市町村が事業所の指定・指導を行う
利用者	原則として能勢町の被保険者のみが利用可能
サービス種類	地域密着型通所介護（通常の通所介護のうち小規模なもの）
指定基準	市町村独自の指定基準、指定条件はなし

【能勢町の地域密着型サービス事業所】

事業所名	あい愛ケアデイサービス	能勢町立東部デイサービスセンター
サービス種別	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護
所在地	能勢町下田124-1	能勢町地黄1211
定員	18名	15名
営業日、時間	月～土・祝 8時30分～17時30分	月～金 8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時15分～16時45分	9時30分～16時30分
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 入浴サービス 2 食事サービス 3 生活指導(相談・援助等) レクリエーション 4 個別機能訓練・運動器機能向上 5 健康チェック・口腔チェック(口腔機能向上) 6 送迎 7 アクティビティなど 	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活指導(相談・援助等) レクリエーション 2 日常動作訓練 3 入浴介護 4 機能訓練指導 5 給食サービス 6 健康チェック 7 送迎

町内介護保険施設入所者の状況

施設名：特別養護老人ホーム 青山荘

単位：人

定員数	男女内訳		町内・町外内訳	
	男性	女性	町内	町外
50	8	42	36	14

(令和3年8月18日現在)

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和3年度予算案（令和2年度予算額）：400億円（400億円）

400億円の内訳
 ・保険者機能強化推進交付金：200億円
 ・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

- 【主な指標】
- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
 - ② ケアマネジメントの質の向上
 - ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
 - ④ 介護予防の推進
 - ⑤ 介護給付適正化事業の推進
 - ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

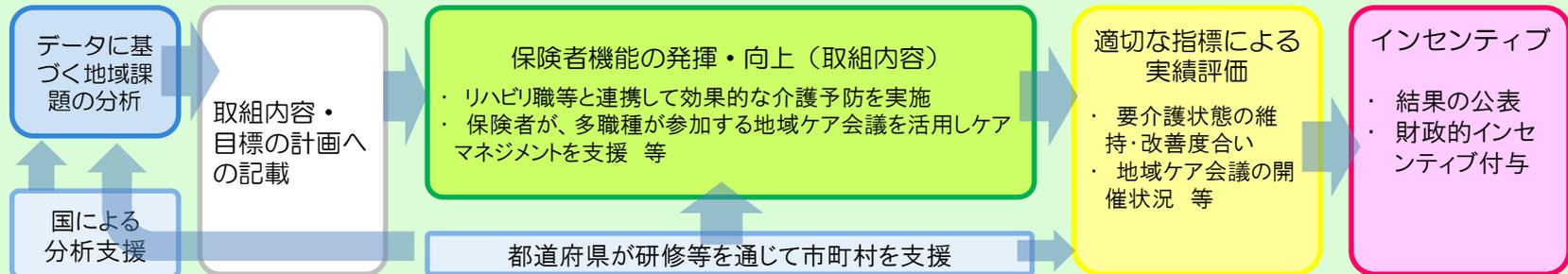
<市町村分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象** 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 3 活用方法** 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

<都道府県分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象** 都道府県
- 3 活用方法** 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<参考>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



※ 厚生労働省「(参考)保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の概要」より抜粋

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金 (自治体への財政的インセンティブ)について

- 交付金は、設定された評価指標に対する評価点数及び第1号被保険者数によって算定される。
- 令和2年度の能勢町の交付額等は以下のとおり。

名称	保険者機能強化推進交付金	介護保険保険者努力支援交付金
目的	高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組の推進	介護予防・健康づくりに資する取組の重点化
制度開始	平成30年度	令和2年度
国予算額	それぞれ市町村分は190億円(都道府県分10億円を加え総額200億円)	
算定方法	評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に加え、令和2年度からは第1号被保険者(65歳以上の被保険者)数を加味して分配	
交付額	2,757千円	3,028千円
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化に必要な取組、人材の確保 ・令和2年度は、介護サービス事業所支援事業として、町内の事業所が新型コロナウイルス感染症対策を継続的に行いつつ、安定してサービス提供を行う環境整備に必要な経費の支援を行った。(7事業所 815千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・包括的支援事業のうち包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・生活支援体制整備事業 ・認知症総合支援事業

評価結果及び交付額について

(1) 保険者機能強化交付金

項 目	令和元年度				令和2年度				令和3年度(見込)			
	配点	能勢町	国平均	府平均	配点	能勢町	国平均	府平均	配点	能勢町	国平均	府平均
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	80	66	54.5	66.3	140	140	113.4	137.1	155	135	118.5	140.2
II 自立支援・重度化防止等に資する施策の推進	529	402	339.4	415.0	1,195	862	626.4	741.9	1,190	852	612.1	727.1
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	83	32	34.7	52.8	240	94	101.3	135.0	245	98	106.2	141.3
合計得点	692	500	428.6	534.1	1,575	1,096	841.1	1,014.0	1,590	1,085	836.8	1,008.6
交付額(千円) ※再掲あり	2,092				2,757				2,724			

評価結果及び交付額について

(2) 介護保険保険者努力支援交付金

項 目	令和2年度				令和3年度(見込)			
	配点	能勢町	国平均	府平均	配点	能勢町	国平均	府平均
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	40	40	33.4	40.0	60	40	39.7	49.1
II 自立支援・重度化防止等に資する施策の推進	780	561	384.9	438.2	775	556	384.5	436.3
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	50	20	11.7	22.3	50	20	12.1	23.0
合計得点	870	621	430.0	500.5	885	616	436.3	508.4
交付額(千円) ※再掲あり	3,028				2,950			

○介護保険保険者努力支援交付金の交付要件について

介護保険保険者努力支援交付金については、予防・健康づくりの取組(事業費)を増加させる保険者のみ交付される

※ 総合事業・包括的支援事業(社会保障充実分の予防・健康づくり関連)の拡充又は新規取組

※ 高齢者人口(第1号被保険者)が減少する保険者については、調整を行う